

県議会のあり方に関する検討委員会次第

平成23年11月25日
(第10回目)

1 開 会

2 協議事項等

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 前回の協議結果について | 資料1 |
| (2) 議会基本条例に盛り込む項目等
について | 資料2 |
| (3) 議会基本条例の基本理念等について | 資料3 |

3 その他

4 閉 会

11月4日開催の検討委員会における項目ごとの協議結果

○ 議会の機能強化

(1) 予算審議の強化について

- 条例化する方向で一致。
なお、具体策については、別途協議。

(2) 議会の会期について

- 現状のとおり（定例会4回）とする方向で一致したが、緊急時の議会開催のあり方については、今後議論を深める。

(3) 反問権について

- 奈良県の条文にならい、趣旨確認程度の発言ができることを条例に盛り込む方向で整理。
なお、「反問権」という表現は使わない。

(4) 議員間討議について

- 条例に盛り込むという方向で整理。
なお、議員間討議を行う際は、必要に応じて執行部に同席してもらう。

○ 知事等と議会との関係

(1) 監視機能の強化について

→ 前回までの協議結果のとおり、知事と議会との関係の基本原則を条文化し、「監視及び評価」という条文の中で事務執行の事前・事後の監視を行うとともに、県民にその評価を明らかにするという内容も盛り込むという方向で整理。

(2) 政策立案及び政策提言について

→ 現状の取組（今まで議論してきた内容）のほか、必要に応じて、調査機関や諮問機関を設置できることを条文化する方向で整理。

○ 議会と県民との関係

(1) 県民意思の反映について

→ 県民の意向を議会に反映するとともに、公聴会、参考人制度等を積極的に活用し、県民の議会活動に参画する機会を確保することを条文化する。

なお、条例化した後に、県民との意見交換や幅広い情報提供、県民が参画できる機会を作るといったことの詳細策を議論するという方向で整理。

(2) 広報広聴活動の充実について

→ 多様な媒体を用いた情報提供を行うことを条文化する。

なお、委員会のネット中継や議長の記者会見については、広報委員会の中で協議を行うという方向で整理。

(3) 県民（請願者等）への説明責任について

→ 請願に限定して明記はせず、議員の議会活動について、県民へ説明責任を果たすことを条文化するという方向で整理。

議会基本条例に盛り込む項目及び記載順一覧(各会派提案)

記載順 会派名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
自民党	総則	議員の責務及び活動原則	議会運営の原則	議会の機能強化	知事等と議会との関係	議会と県民との関係	議会事務局等	議会活性化	政治倫理
新みやざき	総則	議員の責務及び活動原則	議会運営の原則	議会の機能強化	知事等と議会との関係	議会と県民との関係	議会事務局等	議会改革の推進	政治倫理
社民党	総則	議員の責務及び活動原則	議会運営の原則	知事等と議会との関係	議会の機能強化	議会と県民との関係	議会改革の推進	政治倫理	議会事務局等
公明党	総則	議員の責務及び活動原則	議会運営の原則	議会の機能強化	議会と県民との関係	知事等と議会との関係	議会改革の推進	議員の政治倫理	議会事務局等

宮崎県議会基本条例の基本構成（案）（座長私案）

前文

地方分権一括法や地方分権改革推進法の施行などによる地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の役割及び責務が増大し、議会機能の充実強化が求められているなど、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化してきた中で、本県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい県議会の在り方を追求し、不断の議会改革に努めてきたところである。
ここに、本県議会は、県民の負託に真摯にこたえることを改めて決意し、この条例を制定する。

総則

1 目的 議会の基本理念、議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、知事等と議会との関係、議会と県民との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

2 基本理念

議会の機能強化

県民を代表する機関として、その機能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立を目指す。

知事等と議会との関係

二元代表制の一翼を担う存在として、議会の政策意思を明確に示すため、知事等への監視機能を強化するとともに、政策提言型の議会を目指す。

議会と県民との関係

多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた運営に努める。

各論

【議員の責務及び議員活動】 【議会運営の原則】 【議会の機能強化】 【知事等と議会との関係】 【議会と県民との関係】 【政治倫理】 【議会事務局等】

補則

【他の条例等との関係】

【条例の見直し】